

第1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和3年1月21日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求をした（この請求を以下「本件請求」といい、(1)の請求に係る行政文書を「本件請求文書1」、(2)の請求に係る行政文書を「本件請求文書2」といい、本件請求文書1及び本件請求文書2を総称して以下「本件請求文書」という。）。

・ 開示の請求をした行政文書の件名又は内容

- (1) 2020年9月25日付け《不服審査請求》に係る受付・経緯・意思形成過程・結論等の分かる一切の記録・資料等
- (2) 2013年3月22日付け《準備書面》に記載をしている内容等に係り、①第1【焦点・争点】について、②第2【反論の趣旨】について、③第3【処分行政庁の準備書面（第8）に反論する】について、④第4【反論する論拠、すなわち「法的根拠・事由と背景及び教育行政の手續問題、さらに情報公開問題等】】について、⑤2013年3月22日付けの《準備書面》を既に廃棄している場合、その内容と同類・同様・同質の不信・疑念・疑惑等に対して引継事項となすなどによって、反論・主張・見解及び教育制度並びに法的根拠などをあげて回答・対応等できうる事項について、に対して主張等としてきた論拠・法的根拠等の分かる一切の資料等

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件請求文書の存否を答えるだけで、保護

されるべき利益を損なうこととなる（特定の個人が人事上の処分を受けたか否かという個人に関する情報（条例第10条第2号により不開示とすべき情報）を開示することとなる。）として、条例第7条第2項及び第13条の規定により、行政文書存否応答拒否の決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年2月4日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和3年3月5日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

実施機関そして広島県人事委員会において、憲法にそう県情報公開条例・県個人情報保護条例の規定に基づかず「存否応答拒否」としての処分したことで不当性・不正性・不法性があるとして、県の情報公開審査会・個人情報保護審査会による審査・解釈・判断・裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書、意見書等で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件請求に対する本件処分に係り、前提とすべき事項として、情報公開制度の運営・運用において、公文書・個人情報の存否だけの判断によって結論を導き出すことの、「憲法あるいは地方自治法そして個人情報保護条例及び情報公開条例との整合性があるか否か」について、「その論理性・合理性・法理性があるか否か」について、「存否応答拒否の理由」において、「行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるため」としているが、「保護されるべき利益を損なうこと」とは、(一)本事案に係り「具体的には何のことか」、(二)「その事由・事項を明らかすること」、それぞれについて求める。

- (2) 「個人情報保護条例による個人情報保護とする」、あるいは「情報公開条例による公文書の公開における個人情報保護とする」ことにおいて、(一)「二重の保護とする法的適正性があるか否か」、(二)「個人情報アクセス権の問題があるのではないか」、及び(三)「憲法規定による「国民」の知る権利・表現の自由への侵害ではないか」、あるいは(四)「部分開示もできうるのではないか」、それぞれについて求める。
- (3) 「存否応答拒否の理由」において、「特定の個人が人事上の処分を受けたか否かという個人に関する情報を開示することとなる」としているが、「…個人に関する情報を開示することとなる」とする処分としながら、さまざまな処分、(一)例えば「日の丸・君が代・元号」(天皇制)・強制実施として個人の思想・表現の自由・意思表示・団結権などの自由があるにもかかわらず、なぜ個人の権利侵害をしての処分をしているか」、(二)「…個人に関する情報…」として如何にも「個人の保護」を謳うが、個人の権利・尊厳の侵害をしていて、今さら通用しない処分なのではないか」、(三)「その権利性・尊厳性に係る整合性・根拠性・法理性があるか否か」、(四)「個人に関する情報の開示」を否定・制限とすることで行政の不都合な真実が隠されているのではないか」、(五)「例えば人事異動に係る意思形成過程における合理性・論理性・法理性もなく説明責任を放棄しての破綻があるのではないか」、(六)「以上のことを県人事委員会における県教委に対する権能・権限・第三者機関としての社会的立場を踏まえず使命的役割を果たしていないのではないか」、それぞれについて求める。
- (4) 情報公開制度を逸脱しての「存否応答拒否」だけではなく、(一)「「国民」・県民・市民・住民の固有の権利であり知る権利・アクセス権の保障・基本権の拡大解釈による行政の裁量権の行使などをしない・保障の放棄をしているのではないか」、(二)「例えば全部開示が難しいなら部分開示をする・様々な工夫をするなどもない・行政作用の欠落があるのではないか」、(三)「行政文書は基本的に「国民」・県民・市民・住民の財産であるとする自覚的欠如・認識不足があるのではないか」、それぞれについて求める。
- (5) 審査諸求人は、この事案における一連の情報公開請求・個人情報開示請求に対して、実施機関そして広島県人事委員会において、憲法にそう県情

報公開条例・県個人情報保護条例の規定に基づかず「存否応答拒否」としての「処分」としたことで不当性・不正性・不法性があるとして、県の情報公開審査会・個人情報保護審査会による「審査・解釈・判断・裁決」を求める。

- (6) 「弁明書」にみる「存否応答拒否制度について」に関して、実施機関は「本件決定には、何ら違法・不当な点はない」と解釈・判断をしているが、①自らの教育行政行為・処分を自らが解釈・判断・裁決をするのは、越権行為・裁量権の逸脱である、②処分庁が裁決庁を兼ねることは、客観的かつ公正性あるいは法理性に欠け、独裁的である、③「本件決定には、何ら違法・不当な点はない」とする法的根拠・正当的理由などを明示していない、④2020年9月25日付け《不服審査請求》とする請求項目に係り対応・回答のないまま、それらを否定することもなく解釈・判断もせず「…何ら違法・不当な点はない」とするのは、一方的解釈による独断である、⑤上記①ないし④から鑑みれば、本来は、裁決庁である広島県人事委員会が解釈・判断・裁決をなすべき事案であり、地方自治法の規定並びに県人事委員会規程等に対する逸脱行為である。
- (7) 実施機関の「弁明書」にみる「本件処分をした具体的な理由」に係り、反論すると、広島県情報公開条例第13条を当てて「当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは……当該開示請求を拒否することができる。」としていて、「行政文書が存在しているか否かを答えるだけ」とするが、①「行政文書」とは「公文書」であるが、その存否は明らかにできないとしているのは、公文書管理法に違反するのではないか、②その「行政文書」における「保護されるべき利益」・個人情報保護とは、「行政文書」を作成した職員・個人が保護されるとするのは不当・不正・不法ではないか、その職員・個人の名前を伏せば済む問題ではないか、審査請求人の「保護される利益」とは「行政文書」へのアクセス権と職員の情報漏洩阻止ではないか。
- (8) 実施機関は、「保護される利益を損なう」とするが、①審査請求人の具体的な「保護される利益を損なう」とは何か、本人確認とする手続をとる場合はどうか、②作成した・関わった職員の「保護される利益を損なう」事実

があったのか、どのように「…利益を損なった」のか、どのような人権侵害等があって教訓としているのか、今まで杜撰な情報管理であったから個人情報情報が洩れ漏れになったのではないか、それぞれの事例に基づき理解と納得できる情報・説明を求める。③そもそも、請求人・「国民」・県民・市民・町民・村民・住民には公的機関に職務する公的人物・「天皇をはじめ全ての公務員」による公的時間の中での公務における記録・「行政文書が存在しているか否か」さえ「知らそうとしない・知らせない・知ることをさせない」あるいは「知らない・知らされない・知ることができない」社会・制度にあっては、情報公開制度の運用に問題があり、違憲性・違反性・違法性があるのではないか。

(9) 県公開条例の解釈運用基準において「存否を明らかにできない情報」の例として「存否を答えるだけでプライバシー等を侵害することになる個人に関する情報（条例第10条第2号）を開示することになる情報」としているが、ここでの解釈運用基準において、憲法第21条の「表現の自由」及び県条例の「知る権利」の保障とする規定にそのような適合性・整合性・符合性があるか否か。

(10) 公的人物は、個人情報に係り「存否を答えるだけでプライバシー等を侵害」されるおそれをなくすために、個人名など特定できる情報を伏せて「部分開示」をすれば問題はないではないか、かつて公的機関・学校現場に職務していた審査請求人と現在の公的機関に職務をしている公的人物にあっても、「プライバシー等を侵害することになる個人に関する情報」があるが、①それぞれの社会的立場と使命的役割の違いからくる情報公開・情報開示とする〈公文書の情報公開と個人情報の情報開示とする〉解釈運用基準の違いを考慮していないのではないか、②この事案においても、審査請求人の個人情報を保護する・「プライバシー等を侵害されない」ように、公的機関・公的人物が請求人を保護する責務があるのは当然ではないか、③「行政文書」・公文書から個人情報保護・権利擁護とするのは、結局、作成した職員の任務実態であり、例えば「森友学園問題」にみる元官僚・佐川の情報を隠し、前首相安倍晋三らの名前などを伏せた疑惑から何を学ぶか、いったいこの事案において、行政文書を作成した職員らを「保護する権利利益」

なのか。④公的機関・公的人物は、市域住民・請求人の個人情報・プライバシー保護には最善を尽くすべきだが、例えば、身近な問題として、公的人物によって審査請求人に対し公的時間に〈私物携帯録音器無断使用〉をして記録し内容を公にするなどの言説・脅しにあつては、地方公務員法違反の信用失墜行為であり個人情報保護条例にも違反するのではないか、記録した行政文書を私的に扱うとしたら恐怖ではないか、さらに 何度も執拗に質問・疑念を抱く住民に、退去命令を出し警察を呼び逮捕・監禁したのは警察国家となるか、それぞれ不信・疑念・疑惑などを払拭できる情報提供と説明責任を果たすことを求める。

(11) 条例第10条第2号は、公的機関・公的人物によって「不開示とする情報」として、審査請求人の「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く）」であるから、審査請求人の「個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの）」であるか否か、又は「特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」なのであるか否か、「事業を営む個人の当該事業…除く」のであるから、同じように公的機関・公的人物を「除く」こととなる。審査請求人は「審査請求人の個人に関する情報」に係り、公的機関・公的人物が他人・他機関（裁判所）などに情報を漏らし「権利利益を侵害していないか」などとして、公的機関・公的人物に対してアクセスできる権利（個人情報の管理を徹底しているか・情報漏れがないか・権利侵害がないかなど）があるといえる。

(12) 条例第10条第2号における解釈運用基準では、「個人に関する情報」について決めていて、「氏名，生年月日…思想，信条，…学歴，資格，…親族関係…その他一切の個人に係る情報」としているものの、「ただし，同号ただし書イないしニに該当する情報については，同号本文に該当情報であっても開示しなければならない」としていることから、審査請求人に対しての「存否応答拒否」は、どのように導き出されたのか、なぜそうなのか、審査請求人の個人情報の保護を名目として「行政文書」・公文書の「公開の門」を閉じているのではないか、審査請求人の個人情報保護には「一部不開示」

とする運用もあるのではないか、極めて厳しい生命・人権・心身・生活・財産などと自由権・幸福追求権及び平和的生存権などの保障追求を侵害する処分の問題もあるではないか、人権侵害等に踏み込む根拠となる処分の基準があるか。

- (13) 「もっとも…職員としての身分扱いに係る情報については「当該個人が公務員等…である場合においては、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」(同号ただし書ハ)に該当しない」としていることが、この解釈運用基準にあつては、審査請求人に対する「存否応答拒否」にどのように連動するのか、退職して20年以上も経つ場合は、どのように該当するのか、個人情報を守る方法は他にないのか、この解釈運用基準を当てて「存否応答拒否」にできる根拠とすることさえ理解に苦しむが、過去の公務員である審査請求人にむけてと現役公務員らにむけての「個人情報保護と行政文書・公文書の公開をするか否かを比較考量」し、相対的にみての憲法規定の知る権利及び地方自治法規定の住民の福祉の向上に資するか否かを精査する必要があるのではないか、不信・疑念・疑惑などを払拭させ理解と納得できる情報提供と説明責任を果たすことを求める。
- (14) 実施機関と広島県人事委員会に対して、さまざまな不信・不満・疑問・疑念・疑惑などが渦巻く中で、憲法規定の主権在民とする「知る権利の保障」によって、主権者の幸福追求権及び平和的生存権につながる情報提供並びに説明責任を果たしているか否か、などを情報公開請求・個人情報開示請求とし情報公開審査会・個人情報保護審査会にむけて審査請求・解釈・判断・裁決を求める。
- (15) 「本件請求文書2について」に関して、「本件開示請求に添付されていた別紙②(2013年3月22日付け《準備書面》のことをいう。)には特定の個人が人事上の処分を受けたこと…「個人に関する情報」を開示することになり、個人の権利利益を侵害する」としているが、2020年9月25日付けで「異議申立てをするので文書での回答を求める」とし、また、2021年1月21日付けで「不服申立(異議申立)・その2」及び「情報公開請求・個人情報開示請求」としてきている、実施機関の職員に対して、それまで何度も

対応・回答を求めた経緯がある、「なぜいつまでも対応・回答しないのか」と問えば「係に渡すのを遅れた」とし不作為ぶりを明かしたのである。これを実施機関は「本件決定には、何ら違法・不当な点はない」とするか。怒りを込めて2021年1月21日付けで情報公開請求・個人情報開示請求としたが、対応したのが、さらに1か月近くも経った「令和3年」(2021年)2月15日付けでの「自己情報開示決定通知書」と「自己情報不存在通知書」であった。この日には「聴取票」とする個人情報を開示したのである。これまでの「個人情報の保護」の姿勢・態勢・「応答拒否制度」としてきたことと矛盾しているのではないか。実施機関及び広島県人事委員会に対する不信・疑念などを払拭できる対応・回答を求めるとともに真の第三者機関による審査・解釈・判断・裁決を求める。

(16) 「本件請求文書1について」に関して、上記「請求文書2について」に関してとする「反論」における内実と同類・同様・同質とする。

(17) 審査請求人は、実施機関に対して、(ア)過去の申立事項・情報請求とともに、(イ)現在の不服申立・審査請求に係る無対応・無回答とする根拠・事由などと問題性と違憲性・違反性・違法性がないか否かを問いつつ、(ウ)情報公開請求・個人情報開示請求としてきているのである。これを実施機関において、「存否応答拒否」として(ウ)の請求に対してのみの解釈・判断に及び、しかも審査請求人の望む情報公開審査会・個人情報保護審査会においては審査・解釈・判断・裁決をなしていない。さらに(ア)・(イ)の請求事項に対しても、広島県人事委員会あるいは真の第三者機関にむけての審査・解釈・判断・裁決を再三再四にわたり求めてきたのに、無視し無対応・無回答としてきたのである。したがって、実施機関・広島県人事委員会・情報公開審査会・個人情報保護審査会・真の第三者機関にむけて、それぞれに要求・請求あるいは「審査・解釈・判断・裁決」を求めていくこととする。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分をした具体的な理由

(1) 存否応答拒否制度について

条例第13条は、「当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様に、個人等の権利利益を侵害することがあり得る。

このため、条例第13条は、対象となる行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる場合を例外的に規定している。

広島県情報公開条例の解釈運用基準（平成13年3月29日制定。以下「解釈運用基準」という。）では、「存否を明らかにできない情報」の例として、「存否を答えるだけでプライバシー等を侵害することになる個人に関する情報（条例第10条第2号）を開示することとなる情報」等を掲げている。

条例第10条第2号は、不開示とする情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を掲げている。

解釈運用基準では、条例第10条第2号にいう「個人に関する情報」とは、「氏名、生年月日、年齢、住所、思想、信条、信仰、心身の状況、病歴、学歴、職歴、資格、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう」としている。

ただし、同号ただし書イないしハに該当する情報については、同号本文に該当する情報であっても開示しなければならない。もっとも、公務員の

勤務成績，勤務態度，処分歴など職員としての身分取扱いに係る情報については，「当該個人が公務員等（略）である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」（同号ただし書ハ）に該当しない。

(2) 本件請求文書 2 について

本件請求文書 2 の内容は，平成12年（不）第○号，第○号事案に係る2013年 3 月22日付け「準備書面」に対する実施機関側の主張等に関するものである。

本件開示請求に添付されていた別紙②（2013年 3 月22日付け「準備書面」のことをいう。以下同じ。）には，特定の個人が人事上の処分を受けたことが記載されている。仮にこれに対応する実施機関側の主張等に係る行政文書の存否を答えた場合には，個人が何らかの人事上の処分を受けたか否かという「個人に関する情報」を開示することとなり，個人の権利利益を侵害する。

したがって，本件請求文書 2 の存否を答えることは，特定の個人の権利利益を侵害するため，存否応答拒否による不開示が妥当である。

(3) 本件請求文書 1 について

本件請求文書 1 の内容は，2020年 9 月25日付け「不服審査請求」に係る対応等に関するものである。

本件開示請求に添付されていた別紙①（2020年 9 月25日付け「不服審査請求」のことをいう。）においては，別紙②に係る準備書面に対する対応を求めており，本件請求文書 1 は，これに対応する資料，すなわち特定の個人が人事上の処分を受けたか否かに関わるものということになるから，当該資料の存否を答えることは，(2)と同様に個人の権利利益を侵害する。

したがって，本件請求文書 1 の存否を答えることは，特定の個人の権利利益を侵害するため，存否応答拒否による不開示が妥当である。

2 結論

以上のとおりであるから，本件処分には，何ら違法・不当な点はない。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

本件請求において、審査請求人が本件請求文書の開示を求めたところ、実施機関は、本件請求文書の存否を答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるとして、条例第13条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する本件処分を行っていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

(1) 存否応答拒否制度について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

行政文書の開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害することがあり得る。

このため、条例第13条において、対象となる行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否できる場合を例外的に規定しているものである。

(2) 本件請求文書に係る不開示情報該当性について

審査請求人は、本件請求に係る開示請求書に「【別紙①】」及び「【別紙②】」との文書を添付した上で、本件請求を行っている。

当該添付文書のうち、「【別紙①】」は、令和2年9月25日付けで特定の個人が作成した「《不服審査請求》」と題する文書であり、審査請求人は、本件請求文書1として、実施機関による「【別紙①】」についての「受付・経緯・意思形成過程・結論等の分かる一切の記録・資料等」の開示を求めている。次に、「【別紙②】」は、平成25年3月22日付けで特定の個人が作成した「《準備書面》」と題する文書であり、審査請求人は、本件請求文書2として、実施機関が「【別紙②】」の記載内容に対して「主張等としてき

た論拠・法的根拠等の分かる一切の資料等」の開示を求めている。

このことからすると、審査請求人は、特定の個人が作成した文書についての実施機関の対応状況が分かる行政文書の開示を求めていると捉えることができる。

そして、当該添付文書の記載内容からすると、特定の個人が実施機関から受けた人事上の処分を不服として、平成12年に広島県人事委員会に対して不服申立てを提起していることが認められる。

そうすると、本件請求は、不服申立事案についての実施機関の対応状況が分かる行政文書の開示を求めるものであり、その存否を答えることにより、特定の個人が人事上の処分を受けたか否かという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなるものと認められる。

本件存否情報は、特定の個人に対する人事上の処分の有無に関するものであることから、条例第10条第2号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものに該当すると認められる。

次に、本件存否情報の条例第10条第2号ただし書への該当性について検討する。

同号ただし書ハに規定する公務員等の職務の遂行に係る情報は、当該公務員等の個人に関する情報であるとした上で、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、不開示情報から除くことを定めたものであるが、当該公務員等の勤務成績、勤務態度、処分歴など職員としての身分取扱いに係る情報などは、ここでいう「職務の遂行に係る情報」には当たらないと解されている。

そうすると、本件存否情報は、同号ただし書ハには該当しないと認められる。また、同号ただし書イ及びロにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、実施機関が、本件請求に対して本件請求文書の存否を答えた場合、特定の個人に対する人事上の処分の有無を答えることとなるため、条例第10条第2号本文前段の個人に関する情報を開示することと同様に、保護されるべき利益を損なうこととなると認められる。

したがって、実施機関が、本件請求に対して、行政文書の存否を答えるだけで保護されるべき利益を損なうこととなるとして、条例第13条の規定

により開示を拒否した本件処分は妥当である。

なお、情報公開制度においては、条例第10条第2号本文の不開示情報に該当するか否かの判断に当たっては、開示請求の対象である行政文書が広く一般に公開されることを前提としており、開示請求者が誰であるかは考慮されない。

したがって、特定の個人が識別され得る情報であれば、たとえ本人から、当該個人の個人に関する情報を記録した行政文書に対する開示請求があっても、条例第10条第2号ただし書イからハまでの例外事項又は条例第12条に規定する公益上の理由による裁量的開示に該当しない限り、条例第10条第2号本文により不開示となるものである。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年8月26日	・ 諮問を受けた。
令和4年5月26日 (令和4年度第2回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和4年6月23日 (令和4年度第3回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和4年7月21日 (令和4年度第4回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

石 井 誠一郎 (部 会 長)	弁護士
西 條 潤	近畿大学准教授
山 崎 俊 恵	広島修道大学教授